

## 議第 25 号 呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

定員適正化の推進に伴い、条例で規定している職員の定数と実員数とに乖離<sup>かい</sup>が生じる部局について、定数の見直しを行うものです。

### 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

### 3 第 4 次呉市長期総合計画との整合性

第 7 節 都市経営分野

第 1 項 行財政改革

1 健全な財政運営の確保

### 4 関係法令

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条

### 5 新旧対照表

現行	改正案
第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,400 人</u> (2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員 <u>212 人</u> (3) 議会の事務部局の職員 19 人 (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9 人 (5) 監査委員の事務部局の職員 8 人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 7 人 (7) 教育委員会の事務部局の職員 <u>148 人</u> (8) 公平委員会の事務部局の職員 1 人	第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,355 人</u> (2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員 <u>205 人</u> (3) 議会の事務部局の職員 19 人 (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9 人 (5) 監査委員の事務部局の職員 8 人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 7 人 (7) 教育委員会の事務部局の職員 <u>142 人</u> (8) 公平委員会の事務部局の職員 1 人